

第2次草津市行政システム改革推進計画

～持続可能な共生社会の構築のために～

(平成25年度～平成28年度)

平成25年3月

草津市

目 次

I. 計画策定の背景と目的 P 1
II. 計画の基本的な方向性 P 2
III. 改革実現に向けた推進事項 P 5
IV. 計画の進捗管理 P 8
V. アクション・プラン P 9
<資料編>	
用語解説 P 23

I. 計画策定の背景と目的

草津市では、平成16年度から平成19年度にかけて、行政の内部改革にとどまらず、市民、市民団体、企業等を含めた「草津市」の活性化と自立に向けた行政システムの確立を目指した、行政システム改革の取り組みを進めました。

この改革では、地域全体で、質の高い公共サービスを将来にわたって最適な方法で供給する仕組みの構築に向けて、「地域経営のための市役所づくり」と「協働システム構築のための地域づくり」の2つを基本的な方向性として取り組みましたが、その方向性が当時は先駆的であったことや、特に協働については、その仕組みづくりから始めなければならなかったこと等から、未だ改革途中の項目もあります。

前計画策定から約8年が経過した現在、わが国では、人口減少と超高齢社会を迎えております。本市においては、人口も増加しており、高齢化率も全国的にみて低い水準にありますが、市民の年齢構成は年々高齢化が進んでおり、人口減少、超高齢社会の問題が、全国的な傾向よりも少し遅れて訪れるに過ぎず、地域社会の大きな変化が目前に迫ってきております。

また、東日本大震災は、行政だけでは市民生活の安全・安心を守ることに限界があり、地域の支え合い、助け合いの重要性を改めて認識する教訓となりました。

将来、本市の地域社会、地域経済が大きな変化を迎えることは確実であり、地域経済の縮小に伴う行政経営資源の大幅な不足が懸念され、それに伴い質の高い最適な公共サービスの提供の持続可能性も危ぶまれるところであります。

こうした中であって、平成24年12月に、市民、市内関係団体、学識経験者で構成する第2次草津市行政システム改革推進委員会から、『持続可能な共生社会の構築のために』と題した第2次草津市行政システム改革推進計画策定に向けての提言書が提出されました。

本提言書では、市民が将来にわたって幸せを実感できる「持続可能な共生社会の構築」を改革理念とし、市民や地域、市民公益活動団体、企業、大学、そして行政等の多様な主体が役割分担をしながら力を合わせ、最適な公共サービスの提供へと結びつけていく「公共の再編」を行うよう提言されています。

第2次草津市行政システム改革推進計画は、この提言内容を尊重し、平成25年度から平成28年度までを計画期間として、多様な主体や地域に住む人々等が共生して暮らすことができる持続可能性を持った社会の実現を目指した具体的な行動計画として策定するものです。

Ⅱ. 計画の基本的な方向性

「公共の再編」においては、市民や地域、市民公益活動団体、企業、大学、そして行政等の草津市を構成する多様な主体などの社会資源や地域資源を有効に活用する「地域経営」の視点が重要となります。

そのため、第2次行政システム改革では、「地域経営のための公共の再編」を行うことにより、「持続可能な共生社会の構築」を目指すものとし、以下の2つを改革の基本的な方向性として取り組みを進めます。

1. 市民自治の活性化

《課題》

今後、行政経営資源の減少が見込まれる中で、従来型の行政中心の画一的な公共サービスでは、多様化する市民・地域ニーズを充足していくのに限界があります。

また市民の側においても、公共サービスを行政に大きく依存したことで、地域のコミュニティの希薄化や絆の薄い社会への変容が進み、日常的な安全・安心や非常時における共助など、地域社会のセーフティネットに不安が生じています。

こうした中で「地域経営のための公共の再編」を進めるにあたっては、市民や地域が本来持っている力を発揮し、市民による自治が活性化されることが重要となります。

《基本的な方向性》

こうした課題に対応していくため、現在進めている地域における新たな自治の仕組みである、各学区・地区の「まちづくり協議会」を中心とした、地域による主体的なまちづくりの活性化を図ります。

また、市民公益活動団体の活動の促進や、企業や大学などの多様な主体による「公共」にかかる取り組みとの連携を図ることによって、市民自治を活性化させます。

さらに、基礎的コミュニティに参加する人材の育成と市民と協働していく行政職員の人材育成に向けた取り組みを進めます。

2. 地方政府への転換

《課題》

行政は市民自治を支え、地域経営を進めていけるよう、自らの使命や役割を改めて明らかにし、各種事務事業を整理するとともに、多様な主体との役割分担を進めていく必要があります。こうした中にあるのは、行政の業務のあり方は、事業主体としての執行型から多様な主体との連携を重視したコーディネート型に転換を迫られます。

また一方では、自治体の行財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、高齢化の進展による個人市民税収入の減少、社会保障関係経費の増加、公共施設老朽化への対応などによる将来的な財源不足の懸念があります。

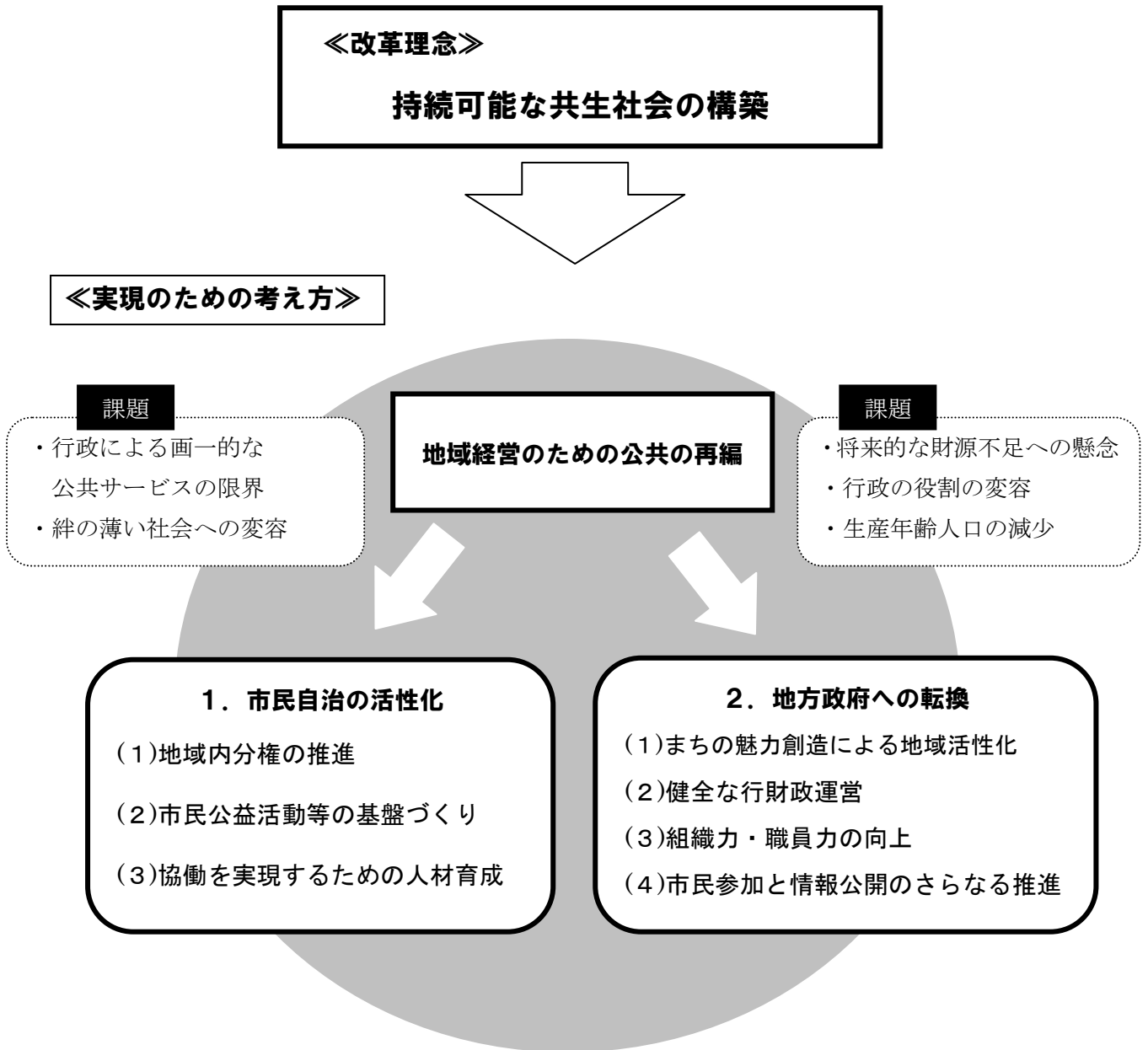
《基本的な方向性》

こうした課題や環境の変化に対応していくため、規律ある行財政マネジメントの仕組みを整え、継続した事業量・事業内容・職員数の最適化のための取り組みを行います。

また、「経営」の観点からは、単に歳出を削減することだけでなく、歳入を増加させることが重要であるため、地域資源を活用した魅力あるまちづくりのための事業を第5次草津市総合計画に位置づけ展開し、地域の活性化を図ります。

さらに市民参加と情報公開を市政の基本原則と定める草津市自治体基本条例に則り、行財政運営を市民との十分な合意形成を図りながら進められる仕組みを構築します。

■ 第2次行政システム改革の理念と取り組みの構成



Ⅲ. 改革実現に向けた推進事項

1. 市民自治の活性化

(1) 地域内分権の推進

本市においては、平成22年度から、町内会や自治連合組織に地域の各種団体を加えた「まちづくり協議会」が各学区・地区で立ち上げられ、「住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理する」という新しい仕組みとして、地域による主体的なまちづくりが進められています。

市民自治の活性化を図るためには、このまちづくり協議会のさらなる発展が重要であることから、その方向性や目標を共有し取り組みを進められるように、目指すべきまちづくり協議会の姿を提示するとともに、行政からの支援の仕組みを構築していくことにより、地域内分権を進めていきます。

また、町内会などの既存の基礎的コミュニティへの参加促進などの活性化の取り組みも行います。

①まちづくり協議会による主体的なまちづくりの推進

各学区・地区のまちづくり協議会を中心とした地域による主体的なまちづくりの活動の展開が、市民自治の活性化の要であることから、まちづくり協議会の活動の活性化につながる取り組みをさらに進めます。

②基礎的コミュニティの活性化を促す仕組みづくり

地域における最も身近で根幹となる組織である町内会をはじめとした、基礎的コミュニティの活性化を図るための仕組みづくりを進めます。

(2) 市民公益活動等の基盤づくり

本市における市民自治では、各学区・地区のまちづくり協議会に加えて、市民公益活動団体、企業、大学など、様々な主体が公共サービスの担い手になりうる可能性を持ち、既に公益的な活動を行っています。

また、平成24年3月に策定しました「草津市市民協働推進計画」で、市民公益活動団体、中間支援組織および行政が取り組むべき事項を明らかにしたことによって、市民公益活動が活性化されてきています。

今後は、市民公益活動のさらなる発展につながる取り組みとその検証を行うとともに、企業や大学などとも連携を進めます。

また、地域自らが経営感覚を持って、持続的に地域課題を解決できる仕組みづくりを進めます。

①市民公益活動団体の力を活かす仕組みづくり

市民公益活動団体との協働を進め、市民公益活動を促進するとともに、協働事例を増やす取り組みを行います。

②多様な主体との活動連携の促進

地域や企業、市民公益活動団体、学校等の多様な主体との連携を進めるとともに、各主体間の連携やネットワークづくりを促進します。

③ビジネスの手法による地域課題の解決

地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用し、地域課題を解決するビジネス手法の導入促進につながる取り組みを行います。

(3) 協働を実現するための人材育成

市民自治の活性化を進めていくにあたっては、活動を支える人材の育成が重要であり、市民との協働のまちづくりの観点から、行政と地域側の双方において人材育成を進めていきます。

特に行政職員が現場主義を徹底し、地域や団体の活動に共に汗を流して、地域の声や課題等を学び、協働を実践できる職員の育成を行います。

①地域における人材の発掘・育成

まちづくりに興味・関心を持つための広報活動を行うとともに、学習機会や出合いや交流の場を設けます。

②行政職員の人材育成

市民や各種団体等と共に学ぶ協働研修や、地域活動への積極的な参加により、地域の現状や課題を市民感覚で捉えることができ、市民自治を支えていける行政職員の育成に努めます。

2 地方政府への転換

(1) まちの魅力創造による地域活性化

全国的に少子高齢化や経済情勢の悪化などから、税収の減少、地方の衰退などが危惧されており、本市においても、将来的には財源の大幅な不足やまちの活力低下が懸念されます。

このため、経営の観点から抜本的な財源確保策として、草津市のまちの魅力を高め、地域経済の成長を促し、地域の活性化につながる取り組みを進めます。

①地域資源の活用と地域経済の成長に向けた取り組み

地域資源を活用してまちの魅力を高める取り組みや、地域経済の活性化につながる取り組みを、第5次草津市総合計画に位置づけ展開します。

(2) 健全な行財政運営

将来にわたって安定した行財政マネジメントを行うため、財政規律の確保のための仕組みを構築し、毎年のP D C Aサイクルの中での事務事業の見直しや、外郭団体・公共施設のより一層の有効活用と運営の効率化を図ります。

①将来を見据えた財政規律確保の仕組みづくり

将来を見据え、計画的で弾力的な行財政運営ができる行財政規律の確保の仕組みをつくりまします。

②継続的な事務事業の最適化

毎年のP D C Aサイクルの中で確実にスクラップ&ビルドを行い、常に事務事業の最適化を図る仕組みをつくりまします。

③外郭団体・公共施設の活用および運営の効率化

行政経営資源である外郭団体・公共施設について、より一層の有効活用や運営の効率化を図ります。

(3) 組織力・職員力の向上

財政状況が厳しさを増す中で、市民にとって必要な事業の量・質の見直しを行い、その事業量に見合った職員数の管理を行っていきます。

また、職員の大量退職による大幅な職員の入れ替わりや、臨時職員・嘱託職員・再任用職員、任期付き任用職員などの人材の多様化に対応するため、職場マネジメントや部局間連携を強化し、職員の能力を最大限に発揮できる組織づくりを行います。

①変化に対して柔軟に対応できる組織づくり

事業執行に必要な最適規模の職員数を計画的に管理するとともに、職場マネジメントや部局間連携などの仕組みを充実させ、職員が最大限に能力を発揮できる組織づくりを行います。

(4) 市民参加と情報公開のさらなる推進

市民参加と情報公開を市政の基本原則としている草津市自治体基本条例をはじめ、関連する草津市住民投票条例、草津市市民参加条例、草津市情報公開条例、草津市市政情報の管理に関する条例の趣旨に基づき、市民参加と情報公開の取り組みをより一層進めていきます。

①市民参加の推進

課題の発見、立案、実施、評価等の行政の政策過程にかかる意思決定過程での早い段階から、幅広い市民参加を得る仕組みを構築します。

②情報公開のさらなる推進

政策過程の情報提供を含め、市民が市政に関する情報に容易に接することができるようにするとともに、分かりやすい情報提供を行います。

IV. 計画の進捗管理

具体的な実施計画や取り組み期間は、個別の取り組み項目ごとのアクション・プランに基づき推進します。

また、アクション・プランの進捗状況については、毎年、市民や学識経験者等で構成する「草津市行政システム改革推進委員会」において、点検し検証を行うとともに、その結果を公表し、広く市民の意見を得て、改善を加えながら進めていきます。

V. アクション・プラン

1. 市民自治の活性化

(1) 地域内分権の推進

①まちづくり協議会による主体的なまちづくりの推進

実施事業	①-1 事務事業の点検による実施主体の検証				
実施内容	行政が現在行っている事業について、補完性の原理の視点から実施主体が適切かの検証を行い、地域で行ったほうがより高い効果がでる事業については、地域への移譲を進めます。				
担当部署	経営改革室、まちづくり協働課、各課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	事務事業の検証			地域への事業の移譲	
実施事業	①-2 地域によるまちづくりの提起の仕組みづくり				
実施内容	現在策定中の(仮称)草津市協働のまちづくり条例において、まちづくり協議会の位置づけ・役割を明確にし、地域を代表する組織として地域の意見を提起できる仕組みを構築します。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	協働のまちづくり条例制定		条例施行		
	意見提起の仕組み検討			実施	
実施事業	①-3 まちづくり協議会への支援				
実施内容	<p>ア) 交付金制度による支援</p> <p>現行の地域一括交付金制度、ふるさとづくり交付金制度の運用を進めながら、より地域の実情に応じた新たな交付金制度の実施に向けて検討を進めます。</p> <hr/> <p>イ) 事務局運営支援</p> <p>まちづくり協議会の安定的な組織運営のため、人的・技術的支援および事務局運営費にかかる資金的支援を行います。</p>				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
ア)	地域一括交付金制度(検証)			地域の実情により即した交付金制度の実施	
	ふるさとづくり交付金制度(検証)				新たな制度の実施
イ)	まちづくり協議会への人的・技術的支援				
	まちづくり協議会への事務局運営費支援				

実施事業	①-4 まちづくり協議会による市民センターの指定管理				
実施内容	まちづくり協議会が活動拠点とする各市民センターを主体的に管理運営するため、市民センターに指定管理者制度を導入します。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	市民センターへの指定管理者制度導入検討				
			選定手続	指定管理者による管理運営	
実施事業	①-5 既存組織の見直し				
実施内容	まちづくり協議会を構成する各分野の組織と類似する既存組織について見直しを行います。				
担当部署	経営改革室、まちづくり協働課、各組織所管課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	協働のまちづくり条例制定		既存組織の見直し		

②基礎的コミュニティの活性化を促す仕組みづくり

実施事業	②-1 協働のまちづくり条例の制定				
実施内容	まちづくり協議会をはじめとして、協働のまちづくりに取り組む各主体の位置づけや役割を明確にした、(仮称)草津市協働のまちづくり条例を制定します。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	協働のまちづくり条例制定		条例施行		
実施事業	②-2 町内会等の活性化				
実施内容	<p>ア) 町内会の設立支援および地域の絆づくり</p> <p>新たな開発団地等において、町内会設立のための支援を行います。また「くさつ“絆”プロジェクト」により地域の絆づくりを推進します。</p> <p>イ) 行政から地域への依頼事務の見直し</p> <p>地域の負担軽減および主体的な自治の活性化のため、行政から町内会へ依頼している事務の見直しを行います。</p>				
担当部署	まちづくり協働課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
ア)	町内会設立支援、くさつ“絆”プロジェクトの実施				
イ)		地域への依頼事務の見直し			

(2) 市民公益活動等の基盤づくり

①市民公益活動団体の力を活かす仕組みづくり

実施事業	①-1 市民まちづくり提案制度の推進				
実施内容	市民まちづくり提案制度により、市民公益活動団体との連携を進め、協働事例を増やします。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	市民まちづくり提案制度による協働事業の実施				
	協働事業の評価・検証				
実施事業	①-2 市民公益活動団体への支援				
実施内容	市民公益活動団体の活動が活発に展開されるよう、中間支援組織である(公財)草津市コミュニティ事業団と連携し、相談窓口、活動場所、活動機会、助成金、情報提供などの支援を行います。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	草津市コミュニティ事業団による市民公益活動団体への支援				
実施事業	①-3 市民協働推進計画の進捗管理				
実施内容	市民協働推進計画に基づき市民公益活動団体との協働を推進するとともに、制度の見直しや、計画の進捗管理を行います。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	市民協働推進計画に基づく施策展開				
	計画の進捗管理・評価の見直し				

②多様な主体との活動連携の促進

実施事業	②-1 中間支援組織の機能強化				
実施内容	(公財)草津市コミュニティ事業団や(社福)草津市社会福祉協議会を中間支援組織として機能強化を図ります。				
担当部署	まちづくり協働課、社会福祉課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	各中間支援団体の機能強化策検討				
	既存の中間支援策の検証および発展・充実				

実施事業	②-2 企業の社会貢献活動との連携				
実施内容	現在様々行われている企業の社会貢献活動との連携をより深めるとともに、地域と企業との連携促進も進めます。				
担当部署	経営改革室、関係課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	企業との連携の推進				
		連携状況の調査	連携促進の仕組みの検討		
実施事業	②-3 大学や高等教育機関との連携				
実施内容	大学や高等教育機関と市の課題解決のための政策立案に関する共同研究を実施します。				
担当部署	草津未来研究所				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	大学との共同研究等の推進				
実施事業	②-4 新たなまちづくり手法の促進				
実施内容	草津川跡地整備における「コミュニティデザイン」の取り組みなど、市民をはじめとする活動主体のコミュニティづくりを促し、市民や団体が主体的に関わりを持つことができるまちづくり手法を活用します。				
担当部署	草津川跡地整備課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	新たなまちづくり手法の活用				

③ビジネスの手法による地域課題の解決

実施事業	③-1 コミュニティビジネスの立ち上げ支援				
実施内容	コミュニティビジネスについての先進事例調査・研究を進めます。 また、事業を推進する地域リーダー養成のための研修会等を開くなど、事業の立ち上げ支援を行います。				
担当部署	産業労政課、社会福祉課、まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	調査・研究	人材育成・事業立ち上げ支援			

実施事業	③-2 まちづくり会社と連携した中心市街地活性化の事業推進				
実施内容	民間事業者のノウハウや事業能力を最大限に活用し、中心市街地活性化のための取り組みをまちづくり会社と連携して進めます。				
担当部署	まちなか再生課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	まちづくり会社設立	まちづくり会社と連携した事業推進			


(3) 協働を実現するための人材育成

①地域における人材の発掘・育成

実施事業	①-1 地域の人材発掘・育成のための学習・交流機会の提供				
実施内容	(公財)草津市コミュニティ事業団と連携して、地域のリーダーの養成や地域の人材発掘につながる学習機会や、その交流の場となるイベントを開催し、人材発掘や育成を行います。				
担当部署	まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	学習機会の充実・発展				
	交流の場となるイベント等の開催				

②行政職員の人材育成

実施事業	②-1 職員と市民との協働研修の実施				
実施内容	<p>行政職員と市民が共に学ぶ研修を実施します。講義型研修だけでなく、ワークショップ形式などの手法を導入し、さらに協働を進めていくうえで重要となるパートナーの視点を学ぶため、市民公益活動団体の活動現場での体験研修を試行実施します。</p> <p>また、アウトリーチング手法を取り入れ、まちづくり協議会をはじめとするまちづくり活動の現場を体験することにより、地域の実情や特性を理解し、地域に根差した施策が実現できるような人材の育成を図ります。</p>				
担当部署	草津未来研究所、職員課、まちづくり協働課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	協働研修の推進				
		市民公益活動団体への派遣研修	研修手法の改善・実施		
		アウトリーチング手法の検討			

実施事業	②-2 まちづくりの実践の場への積極的な参加				
実施内容	地域の現状や課題を市民感覚で捉える力を養うため、職員がボランティア活動や、地域行事などのまちづくりの実践の場に積極的に参加するよう努めます。				
担当部署	職員課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	まちづくりの実践の場への参加 				

II. 地方政府への転換

(1) まちの魅力創造による地域活性化

①地域資源の活用と地域経済の成長に向けた取り組み

実施事業	①-1 魅力あるまちづくりのための地域資源の活用				
実施内容	草津市の貴重な地域資源である草津川跡地の整備や中心市街地の活性化を中心とした、将来を見据えた魅力あるまちづくりのための取り組みを進めます。				
担当部署	草津川跡地整備課、まちなか再生課、企画調整課、関係課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	草津川跡地 利用基本計画 策定	草津川跡地整備事業の推進			
	中心市街地活性化 基本計画策定	中心市街地活性化事業の推進			
実施事業	①-2 草津市の魅力の発信				
実施内容	草津市の特産品、宿場町などの歴史資源、琵琶湖をはじめとする自然などの地域資源を活用して、市の魅力を高めるとともに、市内外に市の魅力を積極的に発信するシティセールス事業を進めます。				
担当部署	企画調整課、関係課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	戦略基本 プラン策定	シティセールス事業の推進			
実施事業	①-3 地域経済活性化のための成長戦略				
実施内容	<p>工業分野では、企業同士のマッチングや中小企業向けのセールスプロモーション支援を行い、地元企業の活性化を図ります。</p> <p>また、高度ものづくり、環境、医療・健康・福祉、ITなどの付加価値の高い分野における企業誘致を図り、地域雇用の拡大につなげます。</p> <p>農林水産業では、関係機関と連携しながら、草津の特産野菜を中心とした、市内事業所や中心市街地などでの市内販売の拡大を図るとともに、6次産業化も進め、市内経済の活性化につなげていきます。</p>				
担当部署	産業労政課、農林水産課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	企業同士のマッチング、セールスプロモーション実施				
	企業誘致の推進のための企業立地助成金制度の拡大				
	農林水産業施策の推進				

(2) 健全な行財政運営

①将来を見据えた財政規律確保の仕組みづくり

実施事業	①-1 財政規律ガイドラインの策定				
実施内容	財政の健全性維持のため、中長期的な行財政運営の基準となる草津市独自の財政規律のガイドラインを策定し、効果的・効率的な行財政運営を行います。				
担当部署	予算調整課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		ガイドライン策定	ガイドラインに基づく運用		
実施事業	①-2 各部局による予算要求方針の作成				
実施内容	各部局において予算編成時に予算要求方針を作成し、重点事項は何か、スクラップ&ビルドをどのように行うか、財源確保の考え方などを明示することによって、部局単位で責任ある財政マネジメントにつなげます。				
担当部署	各部局、予算調整課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		検討	制度導入・運用		
実施事業	①-3 ファシリティマネジメントの推進				
実施内容	ファシリティマネジメント推進基本方針および公共施設保全指針に基づき、公共施設の最適な企画・管理・活用を行うとともに、公共施設白書を作成するなど、各施設のデータを活用して、施設保全の適正化や長寿命化、配置の適正化などを進めます。				
担当部署	財産管理課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	施設の現状把握・データベース整備		公共施設白書作成	施設の再配置検討	
			保全計画策定	計画に基づく施設保全	

実施事業	①-4 自主財源の確保				
実施内容	ア) 使用料・手数料の見直し 施設の使用料や諸証明発行の手数料等について、市民負担の公平性の観点から、算定方法や受益者の負担割合等の見直しを行います。				
	イ) 未利用財産の売却促進 インターネットオークションを活用し、未利用財産の売却を促進します。				
	ウ) ふるさと寄附制度のPR ふるさと寄附制度を積極的にPRし、寄附金収入の増加を図ります。				
担当部署	予算調整課、財産管理課、総務課、関係課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
ア)		使用料等 見直し改定	改定実施		
イ)		未利用財産調査 売却のための環境整備	財産売却処分		
ウ)	ふるさと寄附制度のPR				

②継続的な事務事業の最適化

実施事業	②-1 大規模事業の事前評価制度の検討				
実施内容	多額の事業費を要する事業について、事業内容、費用対効果、将来の財政に与える影響などについて事前に評価する仕組みの導入を検討します。				
担当部署	経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		評価制度の仕組みの導入検討			

実施事業	②-2 効率化のための事務事業の点検				
実施内容	ア) 事務事業の点検 行政が主体となる必要性や費用対効果などの観点から、既存の事務事業について点検を行います。				
	イ) スクラップの工程表作成 点検の結果を踏まえ、見直し(改善や廃止)の方向性を定めた事務事業については見直しの工程表に位置づけ、着実に見直しを進めます。				
	ウ) アウトソーシング・事業集約化の推進 他の主体が担うべき事務事業、類似業務を集約することなどで効率化やサービスの質の向上が図れる事務事業について、積極的にアウトソーシングや集約化を進めます。				
	エ) 内部事務・内部ルールの点検 行政の内部事務および関連する内部ルールについても点検し、非効率なものは見直しや改善を図ります。				
担当部署	経営改革室、各課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
ア)		事務事業の点検			
イ)		事務事業見直しの工程表作成			
ウ)			アウトソーシング・事業の集約化		
エ)		内部事務・内部ルールの点検・見直し			
実施事業	②-3 事業の評価と予算との連動				
実施内容	総合計画の進捗管理を行う施策評価を、より効果的な手法に見直し、評価結果が予算要求へ反映できるよう連動を図ります。				
担当部署	企画調整課、予算調整課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		評価手法の改善			
		評価の実施、予算への反映			

実施事業	②-4 広域連携の推進				
実施内容	草津市単独で実施するよりも、湖南4市(草津市、守山市、栗東市、野洲市)や大津市等との広域での実施により効率化が図れる事務事業について、連携して取り組みを進めるとともに、道州制や大都市制度を含めた広域連携についての調査研究を行います。				
担当部署	企画調整課、草津未来研究所				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	広域連携の推進				
		広域連携に関する調査研究			

③外郭団体・公共施設の活用および運営の効率化

実施事業	③-1 外郭団体の見直し				
実施内容	外郭団体(草津市土地開発公社、(公財)草津市コミュニティ事業団、(社福)草津市社会福祉協議会、(公社)草津市シルバー人材センター)が担うべき役割、補助金支出や人的支援などの行政の関与のあり方等を検証し、各団体の機能強化や運営の効率化を図ります。				
担当部署	各団体所管課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	検証・見直し				
実施事業	③-2 公共施設の運営の効率化				
実施内容	市内の公共施設について、管理運営の効率化やサービスの向上、地域による自治の拠点への機能転換などの観点から、指定管理者制度の導入を進めます。 また、指定管理者制度導入済みの施設について、施設運営等の評価手法を見直し、さらなる運営の効率化やサービス向上を図ります。				
担当部署	各施設所管課、総務課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	指定管理者制度導入の検討				
			導入手続(各施設条例の改正、管理者募集、選定等) 【可能な施設から随時】		
				指定管理者による管理運営 【可能な施設から随時】	
	指定管理業務の事業評価				
		評価手法の見直し			

(3) 組織力・職員力の向上

①変化に対して柔軟に対応できる組織づくり

実施事業	①-1 職員定員管理計画の策定				
実施内容	類似団体との比較等から適正な人件費率、職員数を測るとともに、事業量の最適化も図り、最適な職員数を管理していくための「職員定員管理計画」を策定します。				
担当部署	職員課、経営改革室				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		計画策定	計画に沿った定員管理		
実施事業	①-2 職員の意識改革				
実施内容	市長の地域マネジメントによる管理職の意識改革や、民間企業等での活動経験を持つ高度専門職員を採用し、民間や外部の視点・考え方を取り入れることで、地域経営にかかる職員の意識の向上を図ります。 また、より風通しがよく、自由に発言できる組織風土の構築に向けて、職員提案制度の抜本的な見直しを行います。				
担当部署	職員課、経営改革室、草津未来研究所				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	地域マネジメント、高度専門職員の採用による職員の意識改革				
		職員提案制度 見直し	見直し後の制度運用		
実施事業	①-3 所属長の組織マネジメント力の強化				
実施内容	多様化する組織体制を効果的に運営する所属長のマネジメント力を強化し、人材育成評価制度の実効性をさらに高めるため、新たに所属長になる職員向けの労務管理を含めたOJTに係る研修を進めます。				
担当部署	職員課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	所属長の組織マネジメント力強化				

実施事業	①-4 プロジェクトチーム方式の活用				
実施内容	分野を横断する事業や計画の立案、実施などの機会には、複数部局から選抜した職員で構成するプロジェクトチームをもって対応する仕組みをつくり、部局間連携の強化を図ります。				
担当部署	経営改革室、各課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		プロジェクトチーム運用要綱(仮称)の策定	要綱に基づくプロジェクトチーム方式の活用		
実施事業	①-5 人材育成の推進				
実施内容	<p>職員の適性或能力をより高めるため、昇任前の各年代におけるキャリア形成に役立つ独自研修の充実を図るとともに、能力や業績を適正に評価し人材育成につなげる人材育成・評価制度を充実させていきます。</p> <p>また、人材育成基本方針を見直し、業務の専門化に対応できる能力、協働を進めていくためのコーディネート能力、政策法務・政策形成能力など、自主自立の市政運営のために必要な力を持つ職員を育成します。</p>				
担当部署	職員課、草津未来研究所				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
		独自研修の充実・実施			
		人材育成・評価制度の充実			
		人材育成基本方針の見直し	見直し後の方針に基づく人材育成		

(4) 市民参加と情報公開のさらなる推進

①市民参加の推進

実施事業	①-1 市民参加の推進と評価				
実施内容	草津市市民参加条例に基づき、行政の政策過程の各段階において、市民の参加を促進します。また、市民参加推進評価委員会を設置し、毎年の市民参加の状況を評価します。				
担当部署	まちづくり協働課、各課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	市民参加条例の制定	市民参加の推進			
		市民参加の状況の評価			

②情報公開のさらなる推進

実施事業	②-1 幅広い市民の参加につながる情報提供				
実施内容	<p>ソーシャル・ネットワーク・サービスや民間情報誌など、新たな媒体による情報発信の方法を研究します。</p> <p>また、ホームページなど既存の情報媒体についても適宜見直し、市民が関心を持ちやすく、分かりやすい情報提供の取り組みを進めます。</p>				
担当部署	広報課、各課				
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28
	市民が関心を持ちやすく、分かりやすい情報提供の推進				
	新たな媒体による 情報提供の研究				
	ホームページの見直し		新ホームページの運用		

＜資料編＞ 用語解説

【あ行】

IT (Information Technology)

情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す。

アウトソーシング

行政が主体となって行う事務事業について、直接的なサービスの提供等、業務の全部または一部を民間企業等に委託して行うこと。

アウトリーチング

本計画では、行政職員が地域の現場で、市民との積極的な対話を通じて、地域の声を収拾し地域課題を発見することを意味する。

OJT (On the Job Training)

職場で上司や先輩が、部下や後輩に対し日常の仕事を通じて、必要な知識・技術・仕事への取り組み等を教育すること。

【か行】

外郭団体

行政機関の外部にあつて、行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体。行政機関からの出資や補助金など、財政的な援助や職員派遣による人的援助を受ける場合が多い。

基礎的コミュニティ

町内会や自治会などの、地域の課題を解決するため、地縁に基づいて形成された任意の団体。

行財政マネジメント

行政サービスの内容、行政組織や人事、財政、行政の透明性確保などを含め、政策立案と政策執行を効率的に実施することで、行財政全体の最適化を図ること。

行政経営資源

行政運営を行うために投入される「人・物・資金(財源)・情報・時間」などの資源。

共生社会

「共生」は、自分だけでなく、他者とともに生きていくこと。本計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重し、多様なあり方を認め合い、支え合う、全員参加型の社会を意味する。

くさつ“絆”プロジェクト

地域で日頃からみんなが声をかけ合え、困ったときは助け合える「地域の絆」をつくりあげるために町内会名簿づくりを推進する取り組み。

草津市市政情報の管理に関する条例

文書・図画・写真・電磁的記録等、様々な媒体の形をとる市政情報の作成、保存、管理、廃棄といった市政情報の管理に関する基本的な事項を定めた条例。

草津市自治体基本条例

市政運営の基本的な考え方や原則などを定めた、最も基本となる上位規範の条例。「市民参加」と「情報公開」を市政の基本原則として位置づけ、市政の主体である市民、議会、市長のそれぞれの役割や総合計画

や執行体制など市政運営にかかる基本的事項、危機管理などについて定めている。

草津市市民参加条例

市民がより積極的に市政に参加できるよう、必要な要件や手続等の基本的な事項を定めた条例。

草津市住民投票条例

市政に関する重要事項に関して直接住民の意思を確認する手法である住民投票制度に関して、手続や投票資格者等の必要な事項を定めた条例。

草津市情報公開条例

市の保有する情報の公開を請求する権利と、情報公開の請求手続や決定に関する事など、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項について定めた条例。

公共サービス

本計画では、市民が日常生活および社会生活を円滑に営むために必要な基本的需要を満たすためのサービスを指し、公共サービスのうち行政が提供するものを行政サービスとしている。

公共施設白書

市が所有・運営する公共施設について、将来の改修、建替えなどのコストシミュレーションや用途・施設ごとの利用状況、運営状況、コストなどを可視化し、各施設の実態を明らかにするための資料。

公共の再編

行政が提供する立場、市民は供給される

立場であったこれまでの公共サービスのあり方を、市民や地域、市民公益活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が役割分担をしながら最適なサービス供給のあり方へと変えていくこと。

高度ものづくり

高い生産性や高精度・特殊な技術を持った製造業。中小企業者が高度化を図ることで日本の製造業の国際競争力の強化または新たな事業創出に資するものとして、鍛造、塗装など 22 技術を指定している。

コミュニティデザイン

利用する市民がつくる側にも立って、計画策定の段階から参加し、共に空間を育てていくという、市民や団体が主体的に関わりを持つことができるまちづくり手法。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与する。

【さ行】

事前評価制度

行政が行う政策、施策、事業について、実施を決定する前に必要性や妥当性、効果等を評価し、着手の見直しや内容の改善を図る制度。

指定管理者制度

公の施設の管理、運営を、民間事業会社

を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することにより、サービスの向上や効率化を図ることを目的とする。

シティセールス

市民が行政と協力して、「草津ならではの」にこだわった魅力を創出し、市民や市外の人に対して、魅力を発信する取り組み。

市民公益活動

市民が自発的かつ自主的に行う社会貢献活動。ただし、特定の個人・団体の利己目的の活動、政治・宗教活動、公益を阻害するおそれがある活動は除く。

市民自治

市民が自ら地方自治(地域社会)の主体として、地域におけるまちづくりや地域課題の解決を図っていくこと。

市民まちづくり提案制度

市が協働事業のテーマを提示し、市民公益活動団体に募集をかける応募型、市民公益活動団体からの自由な発想のもと、市との協働事業の企画提案を求める創造型により、協働事業を創出するけん引(先導)的な制度。

事務事業

施策(行政課題に対応するための方針の実現を目的とする具体的な方策や対策)を具現化させるための個々の行政手段としての事務や事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

使用料・手数料

使用料は、特定の人のために何らかの便益を与えることにより、その人達の受益に対して実費負担的な意味から徴収する費用。

手数料は、特定の人のためにする役務に対し、その費用を償うため、または報酬として経費の全部または一部を負担願うために徴収する費用。

職員提案制度

行政事務、行政施策等に関する事項について、自らの改善や新たな施策等の実施に関する職員の提案を募集する制度。

スクラップ&ビルド

新しい施策や事業の拡大(ビルド)をする場合は、既存の施策や事業を見直し、廃止や統廃合(スクラップ)をし、全体として経費などが増加しないようにすること。

政策形成能力

社会環境の変化や市民ニーズを的確に捉えた上で、効果的な政策・施策を立案・実施するとともに、その結果を評価する能力。

政策法務能力

国が定める法環境の中で、地方公共団体がいかに自主的・自立的に行政活動を実践していくかについて研究・実践する能力。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口。

セーフティネット

地域社会において、憲法が保障する健康

で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組み。

セールスプロモーション

展示会での実演、見本の配布などを通じて消費者の関心・購買欲を刺激し、実際の取引に結びつける取り組み。

ソーシャル・ネットワーク・サービス

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイト。「Facebook」や「Twitter」など。

【た行】

地域一括交付金制度

各種補助金を包括し交付金化したもので、交付金のメニューの範囲内において、まちづくり協議会で重点的に実施する事業などを決めて利用する制度。

地域経営

市民や地域、市民公益活動団体、企業、大学などのまちづくりへの自発的活動や参加、そして行政との連携・役割分担によって、地域全体で公共サービスの継続的な供給や満足度の向上、活性化を実現し、責任をもって地域を運営していくこと。

地域内分権

本計画では、地域のことや身近なことは、地域や市民が自ら考えて取り組むほうがよいことがあり、そのための権限と財源を地域に移譲することを意味する。

中間支援組織

本計画では、(公財)草津市コミュニティ事

業団や(社福)草津市社会福祉協議会などのように、行政と地域・市民公益活動団体などの間にたつて様々な活動を支援する組織を意味する。

超高齢社会

65 歳以上の高齢者の占める割合が人口の 7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と言う。

【は行】

PDCAサイクル

計画に基づく行動の進行管理サイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に行うもの。

費用対効果

事業やサービスにかかる費用と得られる効果との比較。事業実施の是非や事業が成功しているかを判断する指標の1つとなる。

ファシリティマネジメント

組織体が保有、使用する全ての施設・設備のあり方を最適に保つことを目的として、総合的、長期的視野に立ち、多面的な知識・技術を活用して行う計画、管理活動。

ふるさと寄附制度

草津を愛し、応援してくださる方からの寄附金を、草津の魅力を高め、発展させるための事業に活用する制度。寄附の際に寄附金の充当先として福祉・医療、子育て、教育環境整備など 10 種類の分野を選択できる。

ふるさとづくり交付金制度

まちづくり協議会が策定するまちづくり計画に位置づける、地域の課題解決のために行う事業の財源を交付する制度。

プロジェクトチーム

特定のプロジェクト(事業や計画)を遂行するために特別に編成されるチーム・実務集団。組織横断的なチームが組まれることが多い。

補完性の原理

個人で解決できることは個人で(自助)、個人で解決できないことは家族で、家族で解決できないことは地域等が課題解決をおこなない(共助)、それでも解決できないことは行政が対応する(公助)という社会の構成原理。

【ま行】

まちづくり会社

まちづくりのけん引役として、まちづくりとしての公益性を持ち、地域と市民に役立つ成果を提供するとともに、組織運営に財政的な基盤を持ち、企業経営の意識を持って事業を実施する組織。

まちづくり協議会

市内の学区・地区において、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考え方のもと、地域課題の解決のため、地域ぐるみでまちづくりを行う組織。

【ら行】

6次産業化

農業本来の第1次産業としての価値にと

どまらず、第2、3次産業の価値をも取り込ん
で、より高次の産業価値を表現し、農業の活
性化と持続可能な地域づくりを進めようとす
ること。第1次産業「1」、第2次産業の「2」、
第3次産業の「3」を足す(または掛ける)と
「6」になることから“6次産業化”と言う。

【わ行】

ワークショップ

参加者全員の共同作業等によりものごと
を決めていく合意形成技法。

第2次草津市行政システム改革推進計画

平成25年3月 発行

編集

発行

草津市総合政策部企画調整課

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

mail : kikaku@city.kusatsu.lg.jp

〒525-8588

草津市草津三丁目13番30号

電話 077-563-1234 (代表)